



広報いちはら

東近江警察署市原駐在所
代表電話 0748-24-0110
FAX 0748-24-0143

自転車の安全利用の促進

○自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。（右側通行や斜め横断は危険です）
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、完全確認。（交通ルールを守って、事故を防ぎましょう）
- ③ 夜間はライトを点灯。（ライトを点灯することで、対向車からも発見されやすく事故防止になります）
- ④ 飲酒運転は禁止。（自転車は軽車両といつて、車両の仲間です）
- ⑤ ヘルメットを着用。（令和五年四月一日からすべての自転車利用者がヘルメット着用義務となりました）

○自転車保険の加入について

平成二八年から「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、県内の全ての自転車利用者に対して自転車保険の加入が義務となりました。自転車の交通事故で加害者となり、高額な賠償金が生じることがあります。

【事例】

男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の保護者に九、五二一万円の賠償を命令（神戸地方裁判所 平成二五年七月四日判決）

チャイルドシート着用の徹底

六歳未満の子どもを車に乗せて運転する場合、座席にチャイルドシートを取り付けなければなりません。

六歳未満のお子さんは、チャイルドシート無しでは安全にシートベルトを着用することができず、交通事故が発生した場合には大けがや、最悪のケースに至る恐れがあります。

警察でも取締りを強化しますが、違反者の言い分として「子どもが嫌がるから」「軽トラックでチャイルドシートが装着できない」といった話を聞きますが、事故が発生すればそのような言い訳は通用しません。

大切な命を守るために、チャイルドシートを取り付けましょう。



防災意識の高揚について

近年、全国各地で台風や局地的豪雨等の影響により、甚大な被害が発生しています。

自分の身を守るために、

○冠水の可能性があるアンダー・パスや土砂災害が発生する恐れのある場所をチェックする

○家族との連絡方法を決め、避難場所や避難経路についても事前に決めておく

○保存食や着替え、日用品等を準備しておくことを心掛けましょう。

